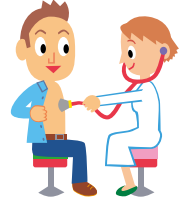


もうお済ですか？ 特定健診は12月末まで

年に1度は健診を受けて自分の身体をチェックしてみましよう。



▼期間 12月31日（土）までの診療時間内
▼場所 市内指定医療機関
▼持ち物 受診券（6月に郵送済）、保険証
▼費用 自己負担分は無料
▼その他 受診券を紛失された場合は、再発行（12月16日まで）します
▼お問い合わせください。

▼保険年金課

☎ 23局 2149 FAX 23局 0180

医療費の助成制度

田原市では、さまざまな医療費自己負担分を助成する制度を設けています。まだ申請されていない方はお問い合わせください。

◆後期高齢者福祉医療費助成

後期高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する方に、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付しています。

◎対象

【障害者】 次のいずれかに該当する

方①身体障害者手帳1～3級、じん臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級の方②療育手帳A・B判定の方③精神障害者保健福祉手帳1・2級④自閉症状群（診断書が必要）

【ひとり暮らし】 次のすべてに該当する方①単身で生活を営んでおり、同一敷地内に親族が住んでいない方②市町村民税が非課税の方③親族から金銭的援助を受けていない方

【なたきり・認知症】 介護保険の要介護4または5の認定を受けていて3か月以上要介護状態が継続している市町村民税非課税世帯の方

◆母子家庭等医療費助成

次のいずれかに該当する方で、父母の前年の所得が所得制限額以下の方に、母子家庭等医療費受給者証を交付しています。

▼対象 ①母子家庭（父に重度の障

母子家庭等医療費助成の所得制限額

扶養親族数	所得制限額
0人	192万円
1人	230万円
2人	268万円
3人	306万円
4人目以降の加算額	38万円

害がある家庭を含む）の母および児童②父子家庭（母に重度の障害がある家庭を含む）の父および児童③父母のいない児童
※いずれも児童が18歳に達した日の属する年度の末日まで

◆精神障害者医療費助成（入院）

▼対象 精神疾患で入院している方
▼助成額 入院時の自己負担額（保険適用分）の半額（精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方は全額）
▼申請に必要なもの 病名などを記載した診断書・診療点数と受診者の氏名が明記された領収書、保険証、本人の通帳、印鑑
▼保険年金課

☎ 23局 3514 FAX 23局 0180

INSPECTION FOR PUBLIC

縦覧

東三河都市計画

◆地区計画の決定

大久保町仲原地内にて田原市土地開発公社が進めている宅地開発について、周辺地域と調和のとれたゆとりある街並みの形成を図るため、地区計画の検討を行っています。

今回、その計画案を次のとおり縦覧します。

▼計画の区域 田原市大久保町仲原地内 ▼計画案説明会 〔日時〕12月15日（木）午後6時30分 〔場所〕市役所大会議室（北庁舎1階）

◆用途地域の変更

および地区計画の決定

田原浦片土地区画整理事業地内の良好な市街地の形成・土地利用の向上を図ることを目的に用途地域の変更および地区計画の検討を行っています。

今回、その計画案を次のとおり縦覧します。

▼計画の区域 田原市浦町および片浜町地内 ▼計画案説明会 〔日時〕12月15日（木）午後7時30分 〔場所〕市役所大会議室（北庁舎1階）

◎共通事項

▼縦覧期間 12月8日（木）～22日（木）／市役所執務時間中 ▼縦覧場所 街づくり推進課（市役所北庁舎2階） ▼その他 これらの案について、田原市民および利害関係を有する方は、縦覧期間満了の日までに田原市に対して意見書を提出することができま

▼街づくり推進課

☎ 23局 3523 FAX 22局 3811